



高松市監査委員告示第3号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

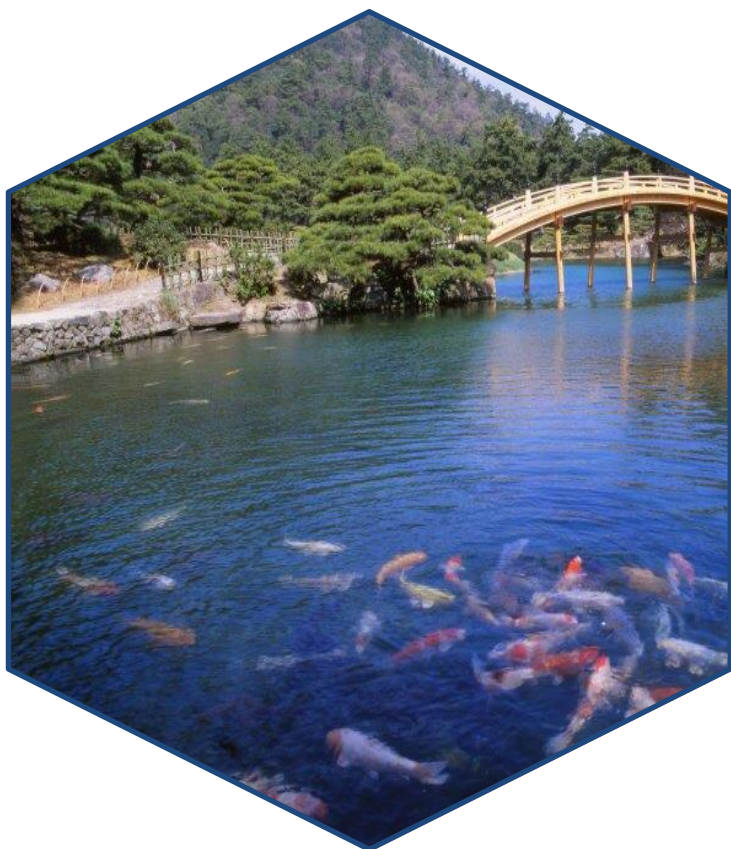
平成31年2月28日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

# 監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(平成31年2月28日)



# TICAS



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

## 高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)



# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H31.2.28

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H28	H28.6.30	第21号	意見 【重点】	新規監視カメラ導入時の機種選定について	P21	環境局	環境指導課 (適正処理対策室)	H31.2.4
2				意見 【重点】	不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等実施後のフォローアップについて	P23			
3				意見 【重点】	不法投棄警告看板に掲載する連絡先の表示について	P24			
4				意見 【重点】	市民からの通報を容易にする策について	P25			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成28年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成28年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成28年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、市民目線に立ち、昨年度の監査実施計画に掲げた観点はもとより、次の観点到留意して行政監査を実施する。

ア 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

イ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	新規監視カメラ導入時の機種選定について		
意見の内容	監視カメラを新規に設置する際には、設置場所の状況を検証し、適材適所の機種を導入されたい。 (例) 廉価版カメラシステムの複数台導入		
公表文該当 ページ	P21		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年2月4日
所管課等	環境局 環境指導課（適正処理対策室）
措置結果	<p>本件意見については、試験的に平成28年度及び29年度にかけて廉価版の充電電池式カメラを年に3台ずつ購入し設置した。</p> <p>しかしながら、交通量が多い箇所においては、電池の消耗が著しく、カメラの維持管理が難しい状況である。</p> <p>このようなことから、今後においては、設置場所の交通量等を勘案して、適材適所となる機種を選定し設置していくこととした。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦等実施後のフォローアップについて		
意見の内容	<p>クリーン作戦等実施地域においては、市が巡回を強化するなど、その後のフォローアップに努められたい。</p> <p>特に、地権者等の理解が得られる等、条件の整った地域には、積極的に監視カメラの設置を進められたい。</p>		
公表文該当 ページ	P23		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年2月4日
所管課等	環境局 環境指導課（適正処理対策室）
措置結果	<p>本件意見については、クリーン作戦等実施後、職員による巡回パトロールを強化するとともに、不法投棄警告看板の設置やロープを張る等、フォローアップに努めた。</p> <p>また、平成30年度には土地所有者の了解が得られた箇所に監視カメラ及び看板を設置した。</p> <p>今後においても、地元衛生組合協議会等と協議を重ね、効果的な不法投棄防止対策が図られるよう取り組むこととした。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	不法投棄警告看板に掲載する連絡先の表示について		
意見の内容	今後設置する不法投棄警告看板には、状況に対応できる、適切な連絡先を表示されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年2月4日
所管課等	環境局 環境指導課（適正処理対策室）
措置結果	<p>本件意見については、本市を管轄する4警察署と協議を行ったところ、警察署の連絡先を表示することに関しては、設置場所が公共用地でかつ、本市が責任を持って設置及び管理することが条件として提示されたが、現在、本市に設置している看板は、地区衛生組合協議会や自治会、土地所有者で設置しているものが大半であることから、従来通りの看板を設置していくこととした。</p>

# 監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第21号	告示日	平成28年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	市民からの通報を容易にする策について		
意見の内容	今後、新たな警告看板を設置する際には、担当課（室）の代表メールアドレスのQRコードを表示するなど、市民からの通報を容易にする策を講じられたい。		
公表文該当 ページ	P25		
公表文への リンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/630y.pdf</a>		

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年2月4日
所管課等	環境局 環境指導課（適正処理対策室）
措置結果	本件意見については、不法投棄警告看板にメールアドレスのQRコードを表示することについて検討した結果、メールでは、不法投棄場所の特定ができない場合もあることや、土日等の通報には即座に対応できず、対応の遅さを指摘されることなどが懸念されるため、当面は導入しないこととし、引き続き検討していくこととした。